

兵高教組

週刊査定情報

2015年1月21日 31号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

県教委、宿泊費等の改悪案を提示 1万円を上限とした宿泊費実費支給、旅行諸費廃止

高教組は、県教委からの申し入れにより1月20日、従組・兵庫教組と合同で旅費の見直しについての交渉を行いました。提案内容は、これまで定額で支給されてきた宿泊料を、1万円を上限とした実費額に、また、通信連絡に要する費用として300円支給されていた「旅行諸費」については廃止、というものです。高教組としては、実費支給の趣旨には一定の理解はするものの、現在でも実費に満たない宿泊料しか受け取れず、赤字を出しながら生徒を引率している現実をそのまま放置するような提案は受け入れられないとして、再提案を要求しました。来週の第2回交渉に向けて、現場の実態をもとに、県教委の責任ある対応を求めていきます。

**現行**

- ◎宿泊料 甲地 11,800円
(定額) 乙地 10,900円
- ◎旅行諸費 一律定額で 300円

**提案内容**

- ◎宿泊料 実費支給とする。
ただし上限を10,000円とする。
- ◎旅行諸費 廃止

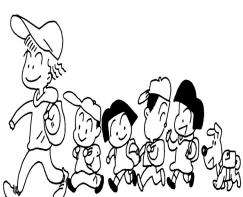
提案の理由（要約） (世良田教職員課長)

「県議会で議員の宿泊費が定額で支給されていることについて見直す方向性が出されている。県民やマスコミの極めて厳しい目が向けられており、社会情勢や他府県の動向も見据えながら、一般職員についても適切な公金支出と言えるよう、実費弁償という基本的な立場で見直したい。旅行諸費についても通信連絡にかかる費用として、一律300円を支給してきたが、他府県の動向などから判断して、定額支給が適切な公金支出であるという説明が理解を得られることは難しくなっている。」

赤字出張の実態

交渉団からは、「実費支給」という基本的な立場には理解を示しつつも、今でさえ、現実には生徒を引率する業務については様々な諸事情により定額の宿泊料で収まらないケースが多くあり、それらが自己負担させられている実態をどう考えるか、という声が多く出されました。

例えば、重度の障害を持った生徒を引率して東京ディズニーランドへ行く場合、生徒の安全を考え



てできるだけ移動距離を少なくするために施設内のホテルに宿泊せざるをえません。そのために県費から支出される宿泊料をオーバーする額は担当職員が自己負担しているのです。普通高校の修学旅行でも同じようなケースは多々あるのが現実です。

県教委は「自腹」で出張させるのか

世良田課長はそのような例があることを認識しながらも、「大体は収まるのではないか。」として、収まらない場合の扱いについて、見解を示ませんでした。また、「一般の出張と生徒引率をともなう場合とを同列に考えてもらっては困る」という指摘に対しても、「生徒引率だからといって金額そのものには関係がない」という立場です。旅行諸費を廃止して、旅行中、緊急に通信連絡が必要になった場合にどうすればいいのか、それも示していません。

任命権者として責任ある対応を

教育委員会は、生徒にとって必要な私たちの教育活動が円滑に行われるよう支援する立場に立つべきです。引き続き現場の実態を伝えながら、交渉を続けます。